

事務連絡
令和4年12月13日

各都道府県地方分権改革担当部局 御中
各都道府県衛生主管部局 御中

内閣府地方分権改革推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

地方分権提案に係る調査について（依頼）

令和3年「地方分権改革に関する提案」において、都道府県献血推進計画の策定義務の廃止の提案がされたことから、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で議論を行ってきたところです。一方、当該議論の内容をお示した上で、都道府県献血推進計画の策定義務の廃止や計画期間の見直しの見解を各都道府県に改めて伺うことが丁寧な議論を行う上で必要なことと判断したため、各都道府県におかれましては、安定供給の確保等といった「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の主旨を踏まえ、都道府県献血推進計画の策定義務の見直し等について、下記により調査へ御協力をお願いいたします。

記

1 調査対象

すべての都道府県

2 調査方法

- (1) 調査票に回答を御入力ください。
- (2) 回答に当たっては、7 関係資料を地方分権改革担当部局、衛生主管部局で必ずご覧いただき、協議を行ったうえで、ご回答いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 調査は、【問1】～【問3】及び【確認】をご回答いただきますようお願いいたします。
【問2】及び【問3】の入力欄は、幅の変更は自由に行っていただけます。
【問3】及び【確認】の回答は、ファイル上にある楕円をご使用いただきますようお願いいたします。

3 提出期限

令和4年12月26日（月）まで

なお、新型コロナウイルス感染症対応等に差し支える等やむを得ないと各都道府県が自ら判断される場合にあつては、上記期限にかかわらず、対応可能な状況になってから回答いただきますようお願い申し上げます。

4 提出方法

回答を入力した調査票を「5 提出先」のメールアドレスすべてに送付する形で御提出ください。

回答は、地方分権改革担当部局、衛生主管部局の何れかから行うようお願いいたします。

5 提出先

内閣府地方分権改革推進室 (g.bunken5g@cao.go.jp)

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 (kenketsugo@mhlw.go.jp)

6 本件調査に関する照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 TEL：03-3595-2395

仲島補佐 (nakajima-masashi@mhlw.go.jp)

針谷係長 (harigai-takaaki@mhlw.go.jp)

7 関係資料

- ・「都道府県献血推進計画」参照法令等
- ・令和3年地方分権改革に関する提案募集提案事項個票

8 参考

本件については、下記 HP のとおり、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会において検討を進めているところです。

- ・献血推進計画の在り方について（案）（令和4年度第3回献血推進調査会資料2-1）
- ・その他の資料等は下記 URL を参照してください。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127860.html

9 その他

ご回答いただいた調査票につきまして、回答漏れがある際には、ご照会させていただきますので、予めご了解いただきますようお願いいたします。

調査票にご回答いただいた内容につきましては、令和5年1月16日（月）に開催されます薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和4年度第4回献血推進調査会において、資料として都道府県名を含めて公表いたします。

以上

調査票

都道府県名： _____

血液法第5条において、地方公共団体は、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じることとされています。また、同法第10条第5項において、都道府県は、献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとされています。血液法に定める責務等を踏まえ以下に回答をお願いします。

【問1】

現行法では、同計画は策定が義務付けられていますが、これに係る見直しについて、貴団体はどのように考えますか。

- 1 同計画の策定の義務付けを**廃止**すべき
- 2 同計画の策定の義務付けは**努力義務規定又は「できる」規定とすべき**
- 3 同計画の策定の義務付けは**現状維持**とすべき
- 4 同計画の策定の義務付けは**現状維持**とした上で、**計画期間及び内容等を見直す**べき

回答（番号）入力欄

【問2】（【問1】で1、2を回答した団体はお答えください。）

血液法第5条に定める地方公共団体の責務をどのように果たすのかお答え下さい。

回答（必須記載）入力欄

【問3】（【問1】で4を選択した団体はお答えください。）

見直しについて、献血推進調査会では、議論の中で、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については毎年度変更することが必要ではないかとの見解が示されているところです。

これを踏まえ、見直しについて、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標

量」のみを毎年度変更し、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」は、必要が生じたときのみ変更するという見直し案を検討することとしています。これについて、貴団体はどう考えますか。

賛成 _____ 反対

上記見直しに反対との回答の場合、どのような見直し方法があるのか以下にお聞かせ下さい。また、他の方法による見直しが可能な事例がありましたらお聞かせ下さい。

回答（必須記載）入力欄

【確認】

【問1】～【問3】について、地方分権改革担当部局、衛生主管部局で協議したうえで、回答しました。

はい

以上で質問は終了です。
御協力ありがとうございました。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）（抄）

（基本理念）

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（基本方針）

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 略

3 略

4 略

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（献血推進計画）

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について、定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平31告49）（抄）

第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

一 基本的な考え方

血液製剤は献血により得られる血液を原料とする貴重なものであるということについて、まず国民の十分な理解を得ることが必要である。

国、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。））、採血事業者、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。）、医療関係者などの血液事業に関わる者（以下「国等」という。）は、法第四条から第八条までの規定に基づき課せられた責務を確実に果たすとともに、法第三条に掲げられた基本理念の実現に向け、以下の事項を踏まえて、各般の取組を進めることが必要である。

1 略

2 国内自給及び安定供給の確保

国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築に取り組むこととする。

また、中期的な需給見通しに基づき、貴重な血液製剤を献血により確保し、医療需要に応じて過不足なく安定的に供給する必要がある。（以下、略）

3 略

4 公正の確保及び透明性の向上

血液事業を安定的に運営するためには、国民一人一人が、献血に由来する血液

製剤を用いた医療が提供されることによって生命と健康が守られているということを理解し、積極的に献血に協力することが重要である。

このため、国等は、献血者の善意に応え、国民の理解と血液事業への参加が得られるよう、国民に対し、献血の推進、血液製剤の安全性や供給の状況、適正使用の推進等の血液事業に係る施策及び血液製剤を用いた医療に関する分かりやすい情報の積極的な提供に努めることが必要である。

こうした取組により、血液事業の公正かつ透明な運営を確保することとする。

二 国等の責務

国等には、法第四条から第八条までの規定により、次のような責務が課されている。

1 略

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正について（令2薬生発0827第2号）（抄）

第2 第2章 基本方針等

1 法第10条並びに規則第3条及び第3条の2関係

（1）献血推進計画の記載事項

献血推進計画の記載事項として、血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項の例示として「献血に関する普及啓発」を定めること。

なお、献血の推進に当たっては、国、地方公共団体及び採血事業者が連携して行う必要性が高いことに鑑み、今般の改正法では、下記2（1）のとおり、献血受入計画の記載事項を法定することとしている。都道府県においても、この改正趣旨を踏まえ、都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたいこと。

○都道府県献血推進計画について（令4血液対策課事務連絡）（抄）

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において都道府県献血推進計画（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項）に係る提案があり、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定。以下「本対応方針」という。）が、別紙1のとおり閣議決定されたところです。

本対応方針において、都道府県献血推進計画については、「当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。」とされました。

そのため、本対応方針に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

記

都道府県献血推進計画は、保健医療関係の計画や防災関係の計画等の政策的に関連が深い他の計画等（以下「当該計画」という。）が、都道府県献血推進計画の記載事項を包含している場合は、当該計画と一体のものとして策定することも可能です。

一体的に策定する場合は、別紙2の記載例も参考としつつ、当該計画が都道府県献血推進計画を兼ねるものである旨を当該計画中に明示いただけますようお願いいたします。

また、都道府県献血推進計画は毎年度定めることとされているところ、前年度の計画から記載内容を変更する必要がないもの、他の計画等に記載がなされているもの等については、「前年度と同様」、「〇〇計画〇〇と同様」のように、記載の省略や簡素化が可能です。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止

具体的な支障事例

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。

また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。

県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであると考えられる。

現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県あて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが薬務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。

県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。

根拠法令等

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県

〇県計画は形式的なものとなっており、代替策が講じられるのであれば、県計画は必ずしも必要ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答

医療に必要不可欠な血液製剤については、有効期限が短く、継続的に確保する必要があるという特徴があります。また、我が国では血液は、国民の善意による無償供血である献血のみにより供給されるものです。このような血液事業の特殊性に鑑み、安定供給の体制を確保、維持するため、計画的な献血が必要になります。このため、平成 15 年に血液法にて国が策定する献血推進計画には、我が国全体の献血により確保すべき血液の目標量や啓発活動等について規定し、都道府県は国が策定した計画を具体的に実施するため、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）を策定することにより、地域の医療に不可欠な血液の供給に際しては、都道府県においても献血についての住民の理解と採血事業者による献血の受け入れの円滑な実施のため必要な措置を講じることとしております。

都道府県は県計画を策定・明示することで、適切な時期に必要な施策を計画的に実施することができ、また、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民に対し都道府県の施策を明示することで、容易に協力を得られるなど、献血の推進及び血液の安定供給につながるものです。

もし、献血推進に関する計画を設定していない場合、計画的な献血推進施策を献血協力団体や住民の協力が得られないなど、効果的な献血推進が難しくなり、血液の安定供給の支障を来すこととなります。

また、都道府県において県計画を策定することで、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行うことで血液行政の透明性の確保及び適正な運営の確保につながります。したがって、以上の理由から国計画を具体化する県計画は必要です。

なお、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、県計画とは別の計画を作成しているなど他の計画を別途作成している場合、当該計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とするなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和 3 年度末までに検討予定です。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国計画には、「都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、～略～、献血への参加を促進する。」との記載があり、県計画がなくとも、市町村や採血事業者と連携が取れ、医療関係者、協力団体を含めた会議の開催もできるため、協力を得ることは可能です。

また、採血事業者は、法第 6 条において献血の推進等に努めることとされており、法第 11 条第 1 項に基づき策定した献血受入計画に記載された献血量確保のための取組を実施しています。その上で、都道府県は、法第 11 条第 7 項において献血受入計画の円滑な実施に協力しなければならないとされており、これらの法制度によって、県計画がなくとも、血液の安定供給に係る支障は生じえないと考えます。さらに、国計画には、献血推進のための施策として、キャンペーン実施手段などの記載があり、これらに従った効果的な献血推進の実施は可能です。

献血推進施策の進捗状況の確認・評価及び見直しについても、国の基本方針第四の四に、「国及び地方公共団体は、～略～、献血推進施策の見直しを行うこととする。」との記載があり、県計画に依らず実施可能です。

少子高齢化が進む中、献血可能人口は減少しており、将来にわたり必要な血液を確保するためには、若年層の献血者の確保が課題です。特に、献血可能年齢となる高校生に献血の必要性を理解してもらうことが大切であり、負担軽減により得られた労力を高校生献血学習を中心とした啓発に費やしたいと考えます。

県計画策定に係る事務等の負担軽減策を検討予定との御回答ですが、この場合でも県として計画を作成することに変わりはなく、事務等の負担軽減にはつながらないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県献血推進計画に関しては、計画策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○都道府県が関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じることができれば、必ずしも都道府県に計画策定を義務付ける必要はないのではないか。少なくとも、毎年度策定する必要はないのではないかと。

○計画策定に係る都道府県の事務負担の状況を確認した上で、記載項目の簡素化など、計画策定に係る負担軽減策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

国計画については、全体の基本方針を示すのみであり、各自治体の独自の取り組みについては、別途県計画で協力団体等にその内容や実施時期等をあらかじめ示し、協力を求める必要があります。また、都道府県は県計画の作成主体として、献血推進施策が効果的かつ計画的に実施できたかについて評価・見直しを行う必要もあります。

地域独自の献血推進施策を都道府県が主体となり、地域の実情に合わせて行うための計画の立案は地方自治の観点から必要と考えます。

また、法第5条に都道府県等は採血事業者による献血の受入が円滑に実施できるよう必要な措置を講じることが規定されています。その内容は地域の実情に応じて実施する必要があること、さらに、地域医療において血液確保は必要不可欠であることから、都道府県において他の医療関連施策とも連携した計画に基づく取り組みが安定供給の観点から必要です。

国計画で示した献血推進のキャンペーンは、我が国全体として行うものを示しています。具体的な取り組みについては、都道府県において独自の取り組みを組み合わせることで、より効果的な献血の推進になるものと考えます。

今般、県計画策定にかかる事務負担について、幾つかの都道府県(6自治体)に確認したところ、パブリックコメントを行っている県は無かったこと、また推進計画策定に関する推進協議会の開催頻度は年1回程度とのことで、県計画策定にあたって過剰な業務負担ではないとの回答でした。このため、業務を工夫していただければ、過剰な負担にはならないと考えております。

なお、県計画の毎年度策定の義務付けについては、平成14年に当時の採血法を改正する際、国会において、都道府県が積極的に献血の推進に関わり、採血事業者とともに取り組んでいく必要があるとして付記修正の上、成立したものです。このような立法経緯を踏まえると、行政府の立場として県計画の毎年度策定の義務付けの廃止の改正を行うことはできないことを申し添えます。

今後、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、他の計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とすることや、県計画を中期的な観点の事項と、毎年把握すべき事項に分け、年度によっては、県計画で提出する事項を大幅に簡素化する運用を行うなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和3年度末までに検討予定です。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160)

都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面

の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

令和4年10月24日
医薬・生活衛生局
血液対策課

献血推進計画の在り方について（案）

令和3年12月21日閣議決定に基づく安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（以下「血液法」という。）第10条第5項に定める都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務の廃止等にあたっては、令和4年9月22日開催の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会における関係者からの貴重な御意見等を踏まえ、今後の方向性を示す。

まず、血液法の第3条基本理念では、第4項に「国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。」とされている。このことから県計画の策定は血液法に定める基本理念であると考えます。

また、日本国内に供給される血液製剤の原料である血液は、無償の献血により賄われ、需給均衡であることが命題であることを踏まえると、特別の事情のない限り、採血事業者との協議により自治体の目標量は定まる。

一方、関係者からの御意見で明らかになった審議の内容や目標値の形骸化、県による献血推進協議会等の年度末開催に係る日程調整等の事務負担などの改善を求めるもの、国からの通達を早めることでの年度末に係る事務の負担感の緩和など、県計画の策定廃止を求めるのではなく、取組次第では解消しうる発言があった。

これらの検討を踏まえ、血液法に定める県計画策定義務については、血液法に定める基本理念に基づき公正の確保及び透明性の向上を図るため、引き続き策定することとする。

一方、事務に係る負担感を解消するため、毎年11月15日までに採血事業者が届け出る献血推進計画策定に資するための、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる量等については、都道府県と各地の血液センターの協議時に合意した量をもって、県計画における献血により確保すべき血液の目標量とすることも可能とする。なお、自治体における確保目標量の策定時には、採血事業者と十分協議することとする。

また、国は自治体に対して、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量の周知を令和3年度には1ヶ月早めたが、さらに前倒しして周知するよう努めることとする。

○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日 閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（以下、略）

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月二十五日法律第百六十号）

（基本理念）

第三条

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（献血推進計画）

第十条

3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（献血推進計画作成のための届出事項）

第三条の二

2 法第十条第三項の規定により採血事業者が行う届出は、毎年度、十一月十五日までに、（中略）行うものとする。